

議案第 3 2 号

北名古屋市保育所条例の一部改正について

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市立九之坪北保育園と北名古屋市立九之坪南保育園を統合し、北名古屋市立九之坪保育園を設置するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例

北名古屋市保育所条例（平成18年北名古屋市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

北名古屋市立九之坪北保育園	北名古屋市九之坪市場21番地
---------------	----------------

」を

「

北名古屋市立九之坪保育園	北名古屋市九之坪笹塚45番地
--------------	----------------

」に

改め、北名古屋市立九之坪南保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。